

札幌市告示第985号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年2月28日

札幌市長 秋元 克広



記

1 指定管理者の名称

札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ

代表団体：セントラルスポーツ株式会社

構成団体：株式会社クリーンコーポレーション

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

札幌国際交流館（札幌市白石区本通16丁目南4番26号）

3 管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 施設の統括管理業務
- (2) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務
- (3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
- (4) 施設の利用等に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

施設の管理に当たっては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができるとする。利用料金は、札幌市が条例で定める額を上限として、指定管理者が札幌市の承認を得て定めることとする。